

# 令和4年度 介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、一定程度収入が下がった方は、申請により介護保険料が免除または減額になる場合があります。

## 対象者

次の①または②に該当する方は、介護保険料が免除または減額になります。

① 新型コロナウイルス感染症により、同一世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合

② 新型コロナウイルス感染症の影響により、同一世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下、「事業収入等」)の減少が見込まれる方で次の要件のどちらにも該当する場合《要件》

- ・同一世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの収入額(保険金、損害賠償金等補填されるべき金額がある場合は、補填後の額)が令和3年の当該事業収入等と比べて3割以上減少することが見込まれる場合
  - ・減少が見込まれる同一世帯の主たる生計維持者の事業収入等以外の所得の合計額が400万円以下
- ※減少が見込まれる収入が複数ある場合は、いずれか1つが3割以上減少すること  
※事業収入等には、株の取引による収入は含まれません。

## 減免額

上記①に該当するとき…全額免除

上記②に該当するとき…一部減額 (下記計算式を参照)

【減免額の計算式】

$$\text{対象の保険料額} \times \text{減額の割合} = \text{減免額}$$
$$(A \times B / C) \quad (d)$$

- A: 対象となる期間の保険料額  
B: 世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る令和3年の所得額  
C: 世帯の主たる生計維持者の令和3年の合計所得金額

令和3年の合計所得金額	割合(d)
合計所得金額(C)が210万円以下である場合	1.0
合計所得金額(C)が210万円を超える場合	0.8

※ただし、世帯の主たる生計維持者が廃業または失業した場合は対象となる保険料の全額を減免

※土地売却等に係る特別控除額がある場合は、合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した金額を用います。

《計算例》

$$(76,700\text{円} \times 70\text{万円} / 140\text{万円}) \times 1.0 = 38,350\text{円} \Rightarrow 38,300\text{円}$$

(保険料年額) (割合) ※100円未満の端数切捨て

減少が見込まれる収入等の令和3年の所得額(所得が0円以下の場合は減免対象外となります)

保険料年額から減免額を差し引いた額が実際に支払う保険料額となります。

$$76,700\text{円} - 38,300\text{円} = 38,400\text{円}$$

## 減免の対象となる期間

令和4年度の保険料で、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの納期限のもの

## 申請方法

- ① 倉吉市長寿社会課(Tel 22-7851)までご連絡ください。減免申請書を郵送します。
- ② 市から郵送された減免申請書に記入し、収入減少等を証明する書類(下記参照)を添付して長寿社会課まで郵送してください。

減免申請理由	添付書類(例)
死亡や重篤な傷病の場合	医師の診断書等の写し
事業の廃業または失業	廃業等届出書、退職証明、雇用保険離職票等の写し
事業収入等の減少	令和3年分確定申告書の収支内訳書の写し、及び売上帳簿、給与明細等(収入減少が比較できるもの)の写し

### ③ 申請期限

令和4年9月30日(金)まで に倉吉市長寿社会課へ申請書類を提出してください。

## ●その他の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響によらない場合であっても、災害や傷病、事業の休廃止などで収入が著しく減少(7割以上の減少など)したときは、減免の対象となる場合があります。

また、保険料段階が第2段階又は第3段階の方で、保険料を納めることが難しい場合、以下の要件のすべてに該当する方は、申請により保険料が減額される場合があります。

- (1) 世帯員全員が住民税非課税。
- (2) 住民税課税されている者に扶養されていない。
- (3) 住民税課税されている者と生計をともにしていない。
- (4) 本年度の収入見込額の合計が120万円以下。
- (5) 活用できる資産がない。

【お問い合わせ先】

〒682-8633

倉吉市堺町二丁目253番地1

倉吉市長寿社会課介護保険係

電話：(0858)22-7851

FAX：(0858)27-0032